

国会

ベトナム社会主義共和国

独立 – 自由 – 幸福

決議番号: 203/2025/QH15

ハノイ, 2025 年 6 月 16 日

決議¹

ベトナム社会主義共和国憲法の条項の修正・補充

国会

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき,

2013 年憲法の条項を修正・補充する 2025 年 5 月 5 日付国会決議 194/2025/QH15 に
基づき,

決定

第 1 条

ベトナム社会主義共和国憲法の条項を以下のように修正・補充する。

1. 第 9 条を以下のように修正・補充する。

“第 9 条

¹ 2025 年 7 月 2 日時点での仮和訳である。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり、個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について、仮和訳者及びその所属する機関、法律事務所はいっさいの責任を負わない。

1. ベトナム祖国戦線は政治連合組織であり、各階級、社会階層、民族、宗教、外国に定住するベトナム人を代表する、政治組織、政治 - 社会組織、社会組織及び個人の自主的な連合体である。

ベトナム祖国戦線は、ベトナム共産党が領導するベトナム社会主義共和国の政治システムに属する²ものであり、人民政権の政治的基礎であり、全民族が大団結した力を集結し、発揮させ、人民の合法的で正当な権利及び利益を代表、擁護し、民主を実現し、社会的合意を強化し、社会を監察、評価し、人民の意見、建議を各国家機関に反映し、党、国家、人民の對外活動の建設に参加して祖国の建設及び保護に貢献する。

2. ベトナム労働組合、ベトナム農民会、ホーチミン共産青年団、ベトナム婦人連合会、ベトナム旧軍人会はベトナム祖国戦線に属する政治 - 社会組織であり、それぞれ自主性を基礎として設立され、自らの構成員、会員組織の権利、合法的で正当な権利及び利益を代表、擁護し、ベトナム祖国戦線に組織され、民主協議戦線³の他の構成員組織と共同歩調をとってベトナム祖国戦線が主催する活動を統一する。
3. ベトナム祖国戦線、戦線の各加盟組織及びその他の各社会組織は、憲法と法令の枠組みの中で活動する。国家は、ベトナム祖国戦線、戦線の各構成組織及びその他の社会組織が活動するための条件を創出する。”

2. 第 10 条を以下のように修正、補充する。

“第 10 条

ベトナム労働組合は、労働者階級及び労働者の政治 - 社会組織であり、構成員及び労働者を代表してその合法的で正当な権利、利益に配慮して擁護し、労働関

² 「政治システムに属する」の原文は *bộ phận của hệ thống chính trị* であり、直訳は「政治システムの部分」である。

³ 「民主協議戦線」の原文は *Mặt trận hiệp thương dân chủ* である。

係及び労働組合に関する国際関係における国家級の唯一の労働者代表であり、国家管理、経済 - 社会管理に参加し、労働者の権利、義務に関連する諸問題について国会機関、組織、構成要素、企業の活動の検査、調査、監察に参加し、労働者の学習、職業水準・技術の向上、法令の執行、祖国の建設と防衛について宣伝し、奨励する。”

3. 第 84 条 1 項を以下のように修正、補充する。

“1. 国家主席、国会常務委員会、民族評議会、国会の委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院、ベトナム祖国戦線中央委員会及び政治 - 社会組織の中央機関は、法律案を国会に提出し、国会常務委員会令案を国会常務委員会に提出する権利を有する。”

4. 第 110 条を以下のように修正、補充する：

“第 110 条

1. ベトナム社会主義共和国の行政単位は、法定の省及び中央直轄市並びに省及び中央直轄市の下級行政単位という 2 つの級で組織される。
2. 特別行政 - 経済単位は国会が設立する。
3. 行政単位の設立、解散、合併、分割、境界の調整には、地方の人民の意見を聴取して国会が規定する手順、手続に従わなければならない。”

5. 第 111 条を以下のように修正、補充する。

“第 111 条

1. 地方政権は、ベトナム社会主義共和国の各行政単位に組織される。
2. 人民評議会及び人民委員会を含む地方政権の級は、農村、都市、島嶼の特色に符合する行政単位において組織される。

3. 特別行政 - 経済単位における地方政権は、その特別行政 - 経済単位の設立時の国会の規定に従う。”

第2条

1. この決議は成立日から施行効力を有する。

国家主席はこの決議を公表する。

2. 全国の県級行政単位は 2025 年 7 月 1 日にその活動を終了する
3. 2025 年中に、行政単位の変更及び県級行政単位の活動の終了を行った後に各機関の機構組織の整備をする際、変更後の行政単位における人民評議会の議長、副議長、人民評議会委員会の長、人民委員会の委員長、副委員長の選出を行わず、変更後の省、中央直轄市の国会議員団の団長、副団長の選出を行わない。管理権限を有する職種の者からの通知に基づき、国会常務委員会に変更になる省、中央直轄市の人民評議会の議長、副議長、人民評議会の委員会の長、国会議員団の団長、副団長を指定する。政府首相は変更後の省、中央直轄市の人民委員会の委員長、副委員長を指定する。省、中央直轄市の人民評議会の常任機関⁴は変更後の同級の人民委員会の委員を指定し、下級行政単位の人民評議会の議長、副議長、人民評議会の委員会の常任機関、人民委員会の委員長、副委員長を指定する。変更後の省、中央直轄市より下級の行政単位の人民評議会の常任機関は同級の人民委員会の委員を指定する。特別な場合、変更後の行政単位において人民評議会議員でない者に人民評議会の議長、副議長、委員会の長の職名を保持させ、又は人民評議会を組織しない都市政権モデルを実施している区域の臨時人民評議会を形成するための人民評議会議員として活動させることができる。

この決議は、2025 年 6 月 16 日、ベトナム社会主義共和国国会第 15 期、第 9 会期に可決された。

⁴ 「常任機関」の原文は Thường trực である。

国会議長

チャン・タイン・マン